

市民活動保険に関する Q&A

（自治会用）

Q1 事前に加入手続きが必要ですか？

A 事前の加入手続きは必要ありません。事故発生後、すみやかに市に連絡し 30 日以内に、活動内容や事故の状況を書面で報告してください。

Q2 保険の支払いは必要ですか？

A 鳥栖市が保険料を負担し、保険会社と契約しますので、保険料の支払いは必要ありません。

Q3 対象となる活動とは、どんな活動ですか？

A 自治会において、自治会活動として年間で計画されている活動です。

ただし、次の活動は対象となりません。

- ①政治・宗教・営利を目的とする活動
- ②有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無報酬とみなす）
- ③自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- ④職場や学校などの管理下で行う活動（学校・保育園・幼稚園の行事・クラブ活動）
- ⑤危険度の高い活動

Q4 自治会が市外で行う活動も対象ですか？

A 活動の内容が、保険の要件を満たしていれば、事故発生場所が市外でも対象です。ただし、日本国内に限ります。

Q5 活動場所までの往復途上の事故も対象になりますか？

A 傷害補償は対象となります。あくまでも通常想定される合理的な経路上での事故の場合が対象です。寄り道等（買い物等）された場合は、対象とならない場合があります。

Q6 報酬が出ている場合は対象とならないのですか？

A 報酬が支払われている場合は対象外です。

ただし、支払われた費目にかかわらず、交通費、弁当代、材料代等の実費支給の範囲であれば、無報酬とみなし対象となります。1000 円以下の場合は、実費支給の範囲と判断します。

Q7 PTA 活動は対象ですか？

A 例えば交通立番や巡回補導といった地域での PTA 活動や PTA 主催の公益的な活動は対象になりますが、学校管理下での活動や学校主催事業（学校施設の清掃奉仕活動、運動会の準備等）は対象外です。

Q8 自治会の清掃活動で、草刈り機を使用した事故は対象ですか？

A 草刈り機を使用しての清掃活動は対象になります。ただし、チェーンソーの使用など危険度の高い活動は、対象にはなりませんので、ご注意ください。

Q9 自治会主催の地域行事（祭り、運動会等）の事故は、対象ですか？

A 自治会主催の公益性のある地域行事の事故は対象となります。ただし、お花見や忘年会等、親睦を目的としたものは対象外です。

Q10 自治会内の各班が溝掃除を計画的に実施している。その活動中の事故も対象ですか？

A 各班の活動も自治会の活動であるため、対象となります。

ただし、自治会として各班の清掃活動などの日程を把握しておく必要があります。

自治会の活動予定日時以外に、個人の意思で活動するときは対象外になります。個人で活動される方は、社協のボランティア活動保険等をご準備ください。

Q11 自治会の奉仕作業中に腰痛を起こしました。対象となりますか？

A 対象外です。腰痛やむち打ち症など医学的他覚所見（医師が判断できる症状や所見）のないものは、対象となりません。

Q12 活動中に提供した飲食物での食中毒は対象ですか？

A 食中毒も対象になります。ただし、その食中毒が市民活動によるものと認定されることが必要です。単なる体調不良によるものとみなされる場合は、対象外となります。

Q13 活動中に転んで眼鏡を落として割ってしまった。補償の対象ですか？

A 自分の眼鏡を壊した場合は、対象外です。賠償責任補償の対象となるのは、第三者の物を壊してしまった場合です。

Q14 活動中に言い争いからけんかになり、相手にけがをさせてしまった。対象ですか？

A けんかや故意による傷害は、賠償責任事故・傷害事故ともに対象外です。

Q15 市民活動中で、自動車に関係する事故は対象となりますか？

A 運転手、同乗者がけがをした場合は、傷害補償の対象になります（警察への事故届は済ませておいてください）。しかし、賠償補償の対象にはなりません。車を運転していて物を壊した、同乗者、相手にけがをさせた場合は対象外です。

Q16 災害現場で救援活動中に負傷した場合は、対象となりますか？

A 災害現場での救助活動などは危険度が高いため対象となりません。ただし、避難所での炊き出し、連絡係などの後方支援的な被災者支援活動は対象になります。警報発令時の活動は対象外です。

Q17 市民活動中に飲酒をした場合は対象となりますか？

A 飲酒を伴う活動は、事故の可能性が高まるため対象とはなりません。

Q18 市民活動が原因で新型コロナウイルス感染症に感染しました。保険の対象となりますか？

A 対象外です。病気は対象とはなりません。

Q19 補償の対象者は誰ですか？

A 補償の対象者は、「自治会の会員」または「市民活動の実施に伴いその運営に従事する人（臨時的ボランティアスタッフを含む）」です。会員であっても、公益性のある活動をしていない者、行事等への単なる参加者、見学者等は、補償の対象とはなりません（賠償責任を問われる事故では補填を受けられる場合有）。活動の有無に関わらず、参加者全員に保険が必要な場合は、イベント保険等をご準備ください。

Q20 自治会の行事の当日に会員以外の方に手伝ってもらっています。対象ですか？

A 「市民活動の実施に伴い、その運営に従事する人（臨時的ボランティアスタッフを含む）」に該当するので対象です。ただし、有償の場合は対象外です。

Q21 外部講師を招きましたが補償の対象となりますか？

A 無報酬のときは対象になります。また報酬があっても実費弁償額の範囲内（交通費・弁当代相当分）でしたら対象となります。

Q22 別の保険に加入している場合、保険の請求は両方できますか？

A 対象となる活動中の事故であれば、両方の保険請求ができます。ただし、賠償補償の場合は、いくつかの保険に加入していても、賠償金額が決まったら、それぞれの補償額で按分されます。